

更別村農業委員会議事録

令和5年 第12回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和5年12月19日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和5年12月19日（13時35分開会、14時55分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 （出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	磯 忠 義

(4) 議事録署名委員

11番 磯委員 1番 高橋委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

報告第1号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について
報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
議案第1号 現況証明願について
議案第2号 職権による地目変更登記の通知について
議案第3号 更別農業振興地域整備計画の変更について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調整について

議案第8号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

① 令和5年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について

② 2024年農業委員会手帳の配布について

③ 令和6年第1回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。ただ今から令和5年第12回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さん年末のお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

本日ですが、報告事項4件、議案8件となっております。今日は労う会も用意されているようですので、特に今年最後ですので、慎重審議のほどお願い申し上げまして開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。前回に引き続き順番で、11番 磯委員、1番 高橋委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。11月定例総会議案調製以降、1件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明を致します。

農地法第4条の規定により許可を行いました農地転用について、工事進捗状況報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料1頁になりますが、工事進捗状況報告書の写を付けております。「7. 工事進捗状況」に報告時点の進捗状況が記載されております。2頁は利用計画図になります。

現地確認につきましては担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた本多委員の方より報告お願い致します。

【本多委員】 12月16日に、現地確認をしてまいりました。工事が早まり、12月16日時点ではもう完成しており、牛舎として使用されておりました。

【議長】 ただ今担当委員から報告がありましたが、これを含めて何かご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 無ければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地転用許可後の工事完了報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地転用許可後の工事完了報告について説明を致します。

まず(1)の方ですが、農地法第4条の規定により許可を行いました農地転用について、工事完了報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案の資料をお願い致します。議案資料3頁になります。完了報告書の写を付けておりますので、ご参照をお願いします。

続いて(2)の方ですが、農地法第5条の規定により許可を行いました農地転用について、工事完了報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案の資料をお願い致します。議案資料4頁になります。完了報告書の写を付けておりますのでご参照をお願いします。

現地確認につきましては担当委員にお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた家常委員より報告お願い致します。

【家常委員】 普段から見てはいるんですけど、12月11日現地にて、住宅が計画通り完成していることを確認しております。

【議長】 ただ今担当委員から報告がありましたが、この件につきまして何かご質

問等があればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議長】 なければよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

11月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借7件のあっせんが成立しております。

賃貸借1件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借2件目、こちらも内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借3件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借4件目、5件目、6件目、内容は議案のとおりです。

最後に賃貸借7件目、内容は議案のとおりです。

【議長】 それではただ今説明がありました、1件目についてあっせん委員長を務められました藤澤委員より報告お願い致します。

【藤澤委員】 11月22日私と瀬田川委員、田中委員、家常委員で行いまして、書類あっせんということで、特に問題なく無事に成立いたしました。内容は記載のとおりです。

【議長】 続いて、2件目から7件目について、あっせん委員長を務められました細川委員より報告お願い致します。

【細川委員】 2件目から7件目につきまして、12月8日にあっせん委員会を行いまして、私と早坂委員、藤澤委員で行いまして、特段の問題もなく、無事に成立いたしました。内容は記載のとおりでございます。

【議長】 ただ今報告がありました、この件につきまして、ご質問等があればお

願ひ致します。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(5) 議案第1号 現況証明願について

【議 長】 それでは議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局】 議案第1号、現況証明願について説明致します。
今回1件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。5頁に願出地の図面を付けております。

現地確認につきましては、担当委員を含む3名の委員にお願いをしております。

なお、磯委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして議事参与の制限がございますので、一時退室をお願い致します。

(磯委員退室)

【議 長】 ただ今説明がありました、地区担当の家常委員の方より報告お願い致します。

【家常委員】 本日は、12月19日、本多委員、藤澤委員と現地確認をいたしました。隣接宅地に建設されたD型格納庫が畑にはみ出している部分があることから、現状に合わせて宅地に地目変更することが妥当と考えます。

【議 長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて何かご意見ご質問等があれば、お願い致します。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。

(磯委員入室)

(6) 議案第 2 号 職権による地目変更登記の通知について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 2 号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 2 号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に対しまして職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願います。
何れも登記上の地目は畑以外ですが、現況は畑となっております。

1 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。6 頁に図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。7 頁に図面を付けております。
なお、こちらについては、後ほど議案第 5 号で出てきます。

現地調査につきましては、それぞれ担当委員をお願いしております。

なお、斗澤会長につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございますので、当該案件審議の際には一時退室をお願い致します。その際は、同じく農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により藤澤会長職務代理者に議事の主宰をお願い致します。

【議長】 それでは、1 件目について、現地確認いただいた磯委員の方より報告お願い致します。

【磯委員】 11 月 20 日に現地を見て、畑として利用されていることを確認してまいりました。

【議長】 続いて、2 件目、現地確認いただいた井上委員の方より報告お願い致します。

【井上委員】 12 月 11 日に現地にて、畑として利用されていることを確認してまいり

ました。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありましたけども、まず1件目について、ご意見ご質問等があればお願いします。

(質疑等無)

【議長】 なければ地目変更登記の通知をしてよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは通知するものと致します。

ここで退出させていただきます。

(斗澤会長退室)

【事務局長】 藤澤代理お願いいたします。

【議長代理】 それでは、この場で失礼致します。続いて2件目について、ご意見ご質問があればお願いします。

(質疑等無)

【議長代理】 なければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長代理】 それでは通知するものと致します。

(斗澤会長入室)

(7) 議案第3号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議長】 続いて議案第3号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明願います。

【事務局長】 議案第3号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきまして、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は8頁からになります。8頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、12頁に利用計画図を付けております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

議案に戻りまして、2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は15頁からになります。15頁が変更箇所的位置図です。16頁に利用計画図を付けております。

こちらも別紙で航空写真の方も配布をしております。

以上につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なお、1件目についてはこのあと議案第4号で農地法の転用許可申請が出て参ります。

2件目については、現況地目が宅地という事で、農地ではないため農地法の許可申請は不要となっております。

また、磯委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、1件目については議案第4号と関連しますので、第4号の説明が終わってから併せて審議と致します。

(磯委員退室)

【議長】 それでは2件目につきまして、何かご意見ご質問等があればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議長】 なければ、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、異議なしで回答するものと致します。

(磯委員入室)

(8) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

【議長】 続いて、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について説明願います。

【事務局長】 それでは引き続きまして議案第4号の説明を致します。

別紙の議件説明用資料をご覧ください。1. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請です。

農地法第4条第1項「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」※印の1番目、北海道知事からの権限移譲により4ヘクタール以下の農地の転用案件は更別村、4ヘクタールを超えるものは北海道が処理することになっています。

ただし、2番目の※印で許可不要となる例外規定の主なものを載せておりますので、後ほどご覧ください。

続いて事務の流れの図を載せております。(1)が4ヘクタール以下、次の頁の(2)が4ヘクタールを超える場合になります。農業委員会の総会に諮った後、北海道農業会議へ意見聴取することになっていますが、(1)の※印にありますが、30アール以下で①から③に該当する場合は意見聴取の対象外となっております。

図のどちらも「同一の事業の目的に供するための」と書いてありますが、この説明が(2)の※印になります。

※「同一の事業とは、同一の事業主体が時間、空間を問わず一連の事業計画のもとに転用を行うこと。

例① 数年間継続して毎年4ヘクタール未満の転用をする場合でも、総面積が当初の計画から4ヘクタールを超えると予定される場合。

例② 転用される農地が複数箇所にまたがっている場合、そのいずれもが同一の事業の一環として行われるものであり、総面積が4ヘクタールを超えている場合。

これらのケースが同一の事業として取り扱うことになります。

議案をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請に対しまして、許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときは、その時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は8頁からになります。まず8頁に申請地の位置図を付けております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

資料9頁からは許可申請書の写しを付けております。下側に「2 転用計画」とあり、(2)に「転用事由の詳細」が記載されております。

10頁の(3)の表には工事期間と各建築物等の面積、その下の3には資金計画が掲載されています。

12頁は利用計画図です。

13頁、14頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。

転用許可を行う際は「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっており、どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用許可ができないことになっておりますので、要件を確認くださいますようお願い致します。

13 頁の方ですが、上から 1. 立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種から第 3 種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由を記載のとおりとしております。続いて 1 の(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として記載のとおりとしております。

これらの内容により、立地基準については満たしていると考えております。

次に 14 頁、2 の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、先ほどの議案第 3 号の農振用途変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた瀬田川委員の方より報告お願い致します。

【瀬田川委員】 昨日 12 月 18 日、現地確認をいたしました。農家住宅の新築ということで、現地を見て回りましたが、許可相当と認めます。記載のとおりです。

【議長】 時間を取って議案の方を見ますか？大丈夫であれば、そのまま進めたいのですが、よろしいでしょうか？

(「大丈夫です」の声)

【議長】 それでは、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければ、まず議案第 3 号の更別村農業振興地域整備計画の変更について、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 続いて、議案第4号の農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当としてよろしいか、また、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可してよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、議案第3号については、異議なしとして回答するものとし、議案第4号については、許可相当とし、併せて村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可するものと致します。

(9) 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。

こちらにも議件説明用資料をご覧ください。2. 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請です。

農地法第3条第1項、農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされています。

いわゆる相対での賃貸借や売買などを、当事者同士が金額等内容を決め、その内容で農業委員会へ許可申請する場合は、この法律に基づくようになります。

ただし、※印で例外規定の主なものを載せております。ここに該当する場合は農地法第3条第1項の許可が不要となります。

内容については後ほど確認していただきたいと思いますが、よくあるのが、3頁のマルポツの2番目、旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画により権利が設定または移転される場合、これは農地のあっせんからの流れで更別村が作成する計画のことですが、この計画であれば農地法の許可も契約書の作成も不要となります。

例外規定の下には事務の流れの図を載せております。

その下、農地法第3条第1項の許可を行うに当たっては、要件が数点ございます。それがこちら、農地法第3条第2項で、前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができないとされています。

(1)機械の所有状況、従事者の数等から見て、権利の取得後、すべての農地等を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

(2)農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合

(3)略

(4)権利を取得しようとする者又は世帯員等が、必要な農作業に常時従事すると認められない場合

(5)略

(6)耕作又は養畜の事業の内容、農地等の位置、規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、周辺地域における農業上の利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

※印は省略します。これらに該当する場合は、許可することが出来ません。

それでは議案をご覧ください。15件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

なお、1件目から9件目は来年からの後継者への経営継承に係る使用貸借、10件目から14件目がすでに経営移譲している方の贈与、15件目が経営移譲している方の新たな使用貸借となっており、以上15件のうち1件目から14件目までは所有しているすべての農地を相手方に処分するものですので、図面の添付を省略させていただいております。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。17頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、20頁左の「5権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、右の一番下「10 周辺地域の関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。22頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って3件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。26頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って4件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。30頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って5件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。34 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 6 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。38 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 7 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。42 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 8 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。46 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 9 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。51 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 10 件目、ここからは贈与になります。内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。55 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 11 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。58 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 12 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。62 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 13 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。66 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 14 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。69 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って 15 件目、こちらは使用貸借になります。内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。73 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

76 頁に申請地の図面を付けております。

経営移譲の時点では農地ではありませんでしたが、その後農地としたため、今回改めて使用貸借を行うものです。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員をお願いをしております。

なお、斗澤会長につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございますので、当該案件審議の際には一時退室をお願い致します。その際は、同じく農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により藤澤会長職務代理者に議事の主宰をお願い致します。

【議長】 長かったですけど、それでは現地確認の報告をしていただきたいと思います。1 件目について、まず井上委員お願い致します。

【井上委員】 11 月 11 日、畑として活用されている事を確認してまいりました。

【議長】 続いて、田中委員お願い致します。

【田中委員】 11 月 21 日に、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 続いて、瀬田川委員お願い致します。

【瀬田川委員】 11 月 8 日現地確認しまして、畑として活用されていることを確認しました。

【議長】 続いて、家常委員お願い致します。

【家常委員】 12月11日現地確認しております。

【議長】 続いて、藤澤委員お願い致します。

【藤澤委員】 11月16日現地確認いたしまして、畑として活用されているのを確認しました。

【議長】 続いて、本多委員お願い致します。

【本多委員】 11月20日に畑として活用されている事を確認いたしました。

【議長】 次に、2件目にいきます。まず井上委員お願い致します。

【井上委員】 11月19日畑として活用されている事を確認してまいりました。

【議長】 続いて、瀬田川委員お願い致します。

【瀬田川委員】 11月4日畑として活用されている事を確認しました。

【議長】 次に、3件目について、まず磯委員お願い致します。

【磯委員】 11月19日に現地確認して、全て畑として活用されている事を確認してまいりました。

【議長】 続いて、藤澤委員お願い致します。

【藤澤委員】 11月16日に、畑として活用されている事を確認いたしました。

【議長】 続きまして、4件目について、まず細川委員お願い致します。

【細川委員】 11月18日に、畑として活用されている事を確認いたしました。

【議長】 続いて、瀬田川委員お願い致します。

【瀬田川委員】 11月4日畑として活用されている事を確認しました。

【議長】 続きまして、5件目について、まず細川委員お願い致します。

【細川委員】 11月18日に、畑として活用されている事を確認いたしました。

【議長】 続いて、早坂委員お願い致します。

【早坂委員】 11月23日、畑として活用されている事を確認いたしました。

【議長】 続いて、瀬田川委員お願い致します。

【瀬田川委員】 11月4日、畑として活用されている事を確認いたしました。

【議長】 次に、6件目について、まず田中委員お願い致します。

【田中委員】 11月21日現地確認し、畑として活用されている事を確認しました。

【議長】 続いて、磯委員お願い致します。

【磯委員】 11月19日に、畑として使われている事を確認いたしました。

【議長】 続いて、細川委員お願い致します。

【細川委員】 11月18日に、畑として活用されている事を確認いたしました。

【議長】 続いて、高橋委員お願い致します。

【高橋委員】 11月8日に現地を確認したところ、畑として活用されている事を確認しました。

【議長】 次に、7件目にいきます。家常委員お願い致します。

【家常委員】 12月11日に、畑として活用されている事を確認しております。

【議長】 次に8件目、まず本多委員お願い致します。

【本多委員】 11月20日に、畑として活用されている事を確認いたしました。

【議長】 続いて、藤澤委員お願い致します。

【藤澤委員】 11月16日に、畑として活用されている事を確認いたしました。

【議長】 次に、9件目、家常委員お願い致します。

【家常委員】 12月11日に、畑として活用されている事を確認しております。

- 【議 長】 次に、10 件目について、家常委員お願い致します。
- 【家常委員】 これも 12 月 11 日に、畑として活用されている事を確認しております。
- 【議 長】 次に、11 件目、細川委員お願い致します。
- 【細川委員】 11 月 18 日に、畑として活用されている事を確認いたしました。
- 【議 長】 次に、12 件目、まず本多委員お願い致します。
- 【本多委員】 11 月 20 日に、畑として活用されている事を確認いたしております。
- 【議 長】 続いて、藤澤委員お願い致します。
- 【藤澤委員】 11 月 16 日に、畑として活用されている事を確認しました。
- 【議 長】 次に、13 件目について、本多委員お願い致します。
- 【本多委員】 11 月 20 日に、畑として活用されている事を確認しております。
- 【議 長】 次に、14 件目について、まず井上委員お願い致します。
- 【井上委員】 11 月 19 日、畑として活用されている事を確認いたしました。
- 【議 長】 続いて、本多委員お願い致します。
- 【本多委員】 11 月 20 日に、畑として活用されている事を確認しました。
- 【議 長】 次に、15 件目について、井上委員お願い致します。
- 【井上委員】 12 月 11 日、現地にて畑として活用されている事を確認いたしました。
- 【議 長】 議案資料しばらく眺めますか？
（「いいです」の声）
- 【議 長】 それでは一件ずついきたいと思います。
まず 1 件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
（質疑等無）
- 【議 長】 特になければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、2件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、3件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、4件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、5件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、6件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、7件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、8件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、9件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、10件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、11件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、12件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議 長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて、13件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは許可するものと致します。
続いて、14 件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
（「ありません」の声）

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは許可するものと致します。
ここで退室させていただきます。

（斗澤会長退室）

【議長代理】 それでは、またこの場で失礼致します。続いて 15 件目について、ご意見
ご質問等があればお願いします。
（「ありません」の声）

【議長代理】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長代理】 それでは許可するものと致します。

（斗澤会長入室）

(10) 議案第 6 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画の決定について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 6 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条
第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 6 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用
地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等 9 件の農用
地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 1 件目で報告し
たものです。

賃貸借の2件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の2件目で報告したものです。

賃貸借の3件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の3件目で報告したものです。

賃貸借の4件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の4件目で報告したものです。

賃貸借の5件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の5件目で報告したものです。

賃貸借の6件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の6件目で報告したものです。

賃貸借の7件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の7件目で報告したものです。

賃貸借の8件目、内容は議案のとおりです。

なお、本件は10月の定例総会において、農業公社への売買を決定したもので、今回は農業公社から5年間の賃貸借をするものです。

売買の1件目、内容は議案のとおりです。

なお、本件は前回の定例総会において、所有権移転調整についての報告と、買入協議の要請についての審議をしております。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります村の基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありました。まず、賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

続いて、賃貸借2件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(「ありません」の声)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借3件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(「ありません」の声)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借4件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(「ありません」の声)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借5件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借6件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(「ありません」の声)

【議 長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借7件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借 8 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。
続いて、売買の 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
（意見等無）

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。

(11) 議案第 7 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製
について

【議長】 次、議案第 7 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等
候補者名簿の調製について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 7 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補
者名簿の調製について説明致します。

議件説明用資料をご覧ください。3. 議案第 7 号 あっせん譲受等候補者
名簿です。

黒丸の一つ目、道の農地移動適正化あっせん事業実施要領 第 3 の 7 で
「農業委員会は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手
方として適当と認められる候補者を登録したあっせん譲受等候補者名簿を
作成する」とされています。適当と認められる候補者は、アンダーラインの
あっせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を
営む者に限るとなっています。

次に黒丸の二つ目、こちらが村で定めているあっせん基準になりますが、
その基準の第 2 に農用地等の権利を取得させるべき者の要件が 3 点掲げて
あります。(1) 農業を営む者、これには農地所有適格法人、農業後継者、農

外からの新規就農希望者等を含みます。(2)農地中間管理機構、(3)独立行政法人農業者年金基金、以上が取得させるべき者になります。

ただし「農業を営む者」だけでは漠然としていますので、その下の第3で農業を営む者の要件について掲げています。

農業振興地域整備計画及び基本構想、いずれも法律に基づき市町村が作成しているものですが、これらの育成しようとする作目・経営形態に即し、次の各号に掲げる要件を備えている者とし、3点掲げています。

(1)当該農用地(あっせんを受ける農用地)の権利取得後の経営面積が、当該地域における農家の平均経営面積以上で農業委員会が定める基準面積、飼養規模を超えるものであること。この基準面積と飼養規模は、次の5頁に添付してあります。(2)その農業経営の資本設備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。(3)その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

今の説明の中で「農業振興地域整備計画」と「基本構想」というものが出てきました。これについては下の※印の一つ目をご覧ください。村の基本構想では「農業振興地域整備計画に即した秩序ある土地利用の確保に努める」としています。また、認定農業者の認定要件の中では「農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること」と定められています。このことから、認定農業者は基本構想に即しており、基本構想は農業振興地域整備計画に即しているとみることができます。つまり、認定農業者であって、第3の(1)から(3)の要件を満たしていれば「農業を営む者」と判断することができるといえます。

議案に戻りまして、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領第3の7に基づき、あっせん譲受等候補者名簿を次の頁からのとおり調製してよろしいか審議をお願い致します。

こちらは前回の定例総会で事前に名簿の案を配布しそれぞれご確認いただいております。一部修正を行ったほか、本定例総会の議案の中で許可・決定等したもののうち反映できるものを修正しております。

なお、議案につけている名簿は文字が小さいため、担当地区ごとに拡大した名簿を別に配布しておりますのでご活用ください。

【議長】 これは前回の定例会のときにそれぞれ担当委員に確認をいただいているところではありますが、この記載につきまして、何か今の段階で誤り等あれば報告をお願いしたいのと、その他に何かご意見があればお願い致します。
この候補者名簿について、何かありますか？

【高橋委員】 勢雄区のあっせん名簿の方で、報告が遅れてしまい、今訂正したいと思います。3番の名簿の方の男子専従者が3となっておりますが2に訂正お願

いします。あと 17 番の方、男子専従者 2 となっておりますが、1 に訂正願います。

【議長】 他に何かありますか？

【日光委員】 昭和区で、128 番の方、女性専従者 3 となっておりますが、2 に訂正願います。それから 132 番の方、男子専従者 2 となっておりますが 1 名に訂正願います。

【議長】 他に何かありますか？

【藤澤委員】 香川区で訂正願います。152 番の男子専従者 3 となっているのを 2 に訂正願います。それと更生区の 148 番、男子専従者 2 となっておりますが、違いますね、女子専従者 1 を 2 に、それと 150 番の男子専従者 1 のところは 1 ですね、女子専従者 2 のところを 3 に、修正よろしく願います。

【議長】 他に何かありますか？

(質疑等無)

【議長】 特に無ければ、この名簿のとおり決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

(12) 議案第 8 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 8 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 8 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

賃貸借 3 件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 77 頁に申出地の図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 78 頁に申出地の図面を付けております。

3 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 79 頁に申出地の図面を付けております。

なお、3 件とも従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議 長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借 3 件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせんをするものと致します。併せて、3 件とも従前と変わりがないので、書類あっせんという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。
担当委員も入りますので、1 件目のあっせん委員ですが、藤澤委員、日光委員、早坂委員、田中委員の 4 名です。よろしくお願い致します。

2 件目についても、同じく藤澤委員、日光委員、早坂委員、田中委員。よろしくお願い致します。

3 件目のあっせん委員ですが、同じく藤澤委員、日光委員、早坂委員、田中委員。よろしくお願い致します。

あっせん委員会の開催ですが、この定例会終了後でよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和5年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について

【議 長】 それではその他に移ります。1 番目、令和 5 年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について、説明お願い致します。

※資料80頁について、事務局より説明。例年通り一人1,000円親睦会からとする。

(2) 2024農業委員会手帳の配布について

【議長】 2番目、2024農業委員手帳の配布について、説明お願い致します。

※手帳を配布。身分証明書を移して使用するよう。

(3) 令和6年 第1回農業委員会定例総会について

※第1回定例総会は、1月17日（水）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 これで定例会の方を終わりたいと思います。繰り返し繰り返しの言葉で疲れたかと思いますが、お疲れさまでした。